ＲＩＺＡＰ　ＧＯＬＦメンバーズサービス利用規約

"第1条(適用範囲)"
RIZAP　GOLFメンバーズサービス利用規約は、「RIZAP株式会社」(以下「会社」といいます)が運営・提供するRIZAP　GOLFメンバーズサービス（以下「本サービス」といいます）を利用する本サービスの会員に適用します。本規約に記載のない項目については、RIZAP GOLFクラブ会員会則またはRIZAP GOLF（ライフサポートプログラム）会則による事とします。

"第２条（申込条件）"
本サービスは、本サービスの会員（以下「ゲスト」といいます）がお申込可能なサービスです。ゲストが本サービスを退会された場合には、本サービスについても同時に終了します。

"第３条（料金）"
"1. 本サービスの料金は、月9,800円（税抜）です。日割計算はいたしません（例：７月20日に申込みをされた場合であっても、７月分の料金全額をお支払頂きます。）。
2. ゲストは、会社に対し、会社が別途定める期日までに、本サービスの料金をお支払いいただきます。
3. 支払等は、以下に定めるとおりとします。
（1）利用月の前月に料金の入金が確認できたことを条件にご利用が可能となります。
（2）お申込当月から本サービスの提供を受ける場合、当月及び翌月の2ヶ月分の月額利用料等を所定の方法によりお支払いいただきます。
（3）一旦お支払いいただいた月額利用料等は返金できません。
4. ゲストは、実際の本サービスの利用の有無・利用回数に関わらず、第1項に定める料金を支払わなければなりません。
5. 利用開始月及びお支払日に変更がある場合は、別途書面にて通知いたします。

"第4条（キャディバッグ預かり）"
"1. 会社は、本サービスを利用するゲストの希望を受けて、当該クラブを入れたキャディバッグ（ハーフセットバッグを含みます。以下同じ）を、1個に限りお預かりいたします。ただし、本クラブの施設内に必要なスペースがない場合など合理的な理由に基づきお預かりできないことがあります。
2. ゲストは、前項の希望を行う場合には、所定の用紙に必要事項を記載して会社に交付しなければなりません。
3. 会社は、第1項に基づきキャディバッグの引渡しを受けるに当たり、内容物の品名や数量等を確認する必要がある場合には、ゲストの同意を得て、キャディバッグの内容を確認することができるものとします。
4. 会社は、第1項に基づきゲストが引き渡そうとするキャディバッグに、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ティー、ボールマーカー、手袋その他のゴルフに関連する物以外の物が存する場合には、当該ゴルフに関連する物以外の物のお預かりを拒絶することができます。貴重品はお預かりできません。
5. 会社は、第1項に基づきゲストからお預かりしたキャディバッグを、本クラブの施設内において保管します。
6. 会社は、第1項に基づきキャディバッグをお預かりしている間、内容物の品名や数量等を確認する必要がある場合には、ゲストの同意を得て、ゴルフバッグの内容を確認することができるものとします。ただし、外観から見て内容に異常が認められると推測される等合理的な理由がある場合は、ゲストの同意を得ないで、内容を確認できるものとします。その場合には、会社は、ゲストに対し、遅滞なくその旨及び確認結果を報告します。
7. 会社は、第1項に基づきキャディバッグをお預かりしている間、当該キャディバッグを預けたゲストの指示を受けて、お預かりしているキャディバッグのゴルフ場までの配送の取り次ぎを行います。ただし、当該ゲストが、事前に社所定の配送料金を支払う場合に限ります。ゴルフ場から所定店舗への配送については、ゲストの責任にて行っていただきます。また、会社は、配送中の事故や誤配等、配送に起因する事故及び損害については一切責任を負いません。
8. 第1項に基づきキャディバッグを預けたゲストがキャディバッグの返還を受ける際には、受取証に氏名その他必要事項を記入し、会社に提出しなければなりません。"

"第5条（本サービスの解約）"
"1. ゲストは、会社所定の書面により解約申入れをすることで、本サービスを解約することができます。
2. 本サービスの解約は、本会員が前月16日から当月15日（当該日が営業日でない場合はその前営業日）までに解約申入れを行うことで、翌月末日経過日に解約となります。なお、解約申し入れが当月16日以降となった場合には、翌月の解約申し入れとなり、翌々月末日経過時に解約となります。本サービスの提供は、当該解約時まで継続して行われます。
3. 会社は、本サービスに関する契約が終了した場合において、本サービスを利用していたゲストが当該契約終了日から2週間経過日までに会社に引き渡していたゴルフクラブ又はキャディバッグ（以下「ゴルフクラブ等」といいます）を引き取らないときは、当該期間経過後に、当該ゲストが「ライフサポートプログラム利用申込書」に記載した住所宛に、ゴルフクラブ等を配送いたします。当該配送費用はゲストの負担とします。宛先不明等によりキャディバッグが会社に返送された場合には、引き取りを拒絶したものとみなします。
4. 会社は、前項の規定により配送したゴルフクラブの引き取りをゲストが拒絶した場合には、本クラブの施設内に掲示する方法で2週間予告した上で、お預かりしていたゴルフクラブ等の売却その他の処分をすることができます。
5. 会社は、前項の規定により売却した場合には、その対価から保管料及び延滞金その他の費用（売却のために要した費用を含みます）を控除し、残高があれば当該ゴルフクラブ等を預けたゲストに対し当該残高を返還し、不足があるときは当該ゲストに対し当該不足額の支払いを請求します。

"第6条（損害賠償）"
"当社は、所定店舗にてお預かりしている間（ゴルフ場への配送中またはゴルフ場への持出等、所定店舗外にある場合を除く）のゴルフクラブ等の滅失（盗難を含みます）又はき損その他本サービスの利用に伴いゲストに生じた損害について、30万円を限度（会社に故意又は重大な過失があった場合を除きます）として賠償します。ただし、会社に故意又は過失がない場合には、会社は責任を負いません。
"